

ID: 3064

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	都市計画法 第45条		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条の規定による。</p> <p>第45条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年3月30日	最終変更年月日	年 月 日